諮問番号：平成３０年度諮問第４号

答申番号：平成３０年度答申第９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求書における主張の要旨

　　　今日的状況からすれば、生活保護世帯の子どもが大学等に進学した場合に、稼働能力の活用を欠くものとして世帯分離することとしている「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１の５の（３）（以下「本件局長通知」という。）は、法第４条第１項の解釈運用を誤るものであり、違法無効である。仮に、違法無効とまでいえないとしても、審査請求人の長男(以下「長男」という。)に稼働能力がない本件は、本件局長通知適用の前提を欠くことが明らかである。

（２）平成３０年８月３日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人等の主張の概要

　ア　審査請求人の主張の概要

　　　長男は、障害があり、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特性がある。高校３年生の時には、就職するといった考えはなく、自分の好きな○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ために、専門学校で勉強したいとしか考えていなかった。

高校に来る求人も少なく、親の仕事の手伝い、縁故採用、高校でしていたアルバイトを続けるといったものが就職の実態であり、多くの生徒が専門学校等へ進学しようとする中で、長男の特性から就職は難しいと考えた。

特性のある子は、○○○○○○○○○、進学することにより、○の勉強だけではなく、○○○○○○○○○○○○○必要があると考えた。進学させて良かったと思う点は、専門学校に入学してからは、高校までの理解できない教科ややる気のない教科はなく、自分が好きで選んだコースのため、集中して勉強し、休まず登校していることである。また、ネクタイの締め方や面接等のビジネスマナー等の授業もあり、担任の先生が、会社訪問や会社説明会に自発的に参加しようとしない長男の特性を理解し、参加を促してくれ助かっている。

世帯分離をされて困っていることは、約６万円の保護費が減額となった　が、二人の生活は全く変わっていないため、やっていけないことである。学費と支給されなくなった保護費相当額について、奨学金を借りて生活するしかない。スーツ、ネクタイ、パソコン、スマートフォン等も必要となる。国民健康保険料や通院費も必要となった。万が一に備え共済保険にも加入することになった。これらの費用を奨学金で賄っているため、学費だけなら２５０万円で済むが、倍近く借りることとなった。高校の時も奨学金として５０万円借りており、不安である。長男に障害があることで支給されていた児童扶養手当と特別児童扶養手当を長男の生活費に充てることを考えていたが、私の収入として認定されたため、更に生活が苦しくなり憤りを感じている。世帯分離をせず、大学や専門学校に進学できるようにしていただきたい。

イ　代理人の主張の概要

局長通知は、稼働能力があることが前提となっている。高等学校等を卒業すれば、それまでに培った稼働能力を活用することが前提であるため、大学等に進学する場合は、稼働能力を活用することを前提に世帯分離をすることが通知の趣旨であり、稼働能力がない場合は、通知の適用はないと考える。

厚生労働省は稼働能力の有無ではなく、一般低所得世帯との均衡を持ち出しているが、通知の趣旨からすれば、（理解することが）難しい反論である。

仮に一般世帯との均衡があり得るとしても、厚生労働省が言うのは、今　まで示されていない一般低所得世帯との均衡であり、今回の審査請求に対して出てきた何ら法的な根拠のない主張である。

このことを前提とすれば、長男が稼働能力を有しているか否かが争点と　なる。診断書等により、本件処分時には稼働能力がなかったと考えている。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○な長男が高校を卒業してすぐに就労し、収入を得ることができると考えるのは非現実的である。

稼働能力がない長男に局長通知を適用した本件処分は、違法・不当であり、取り消されるべきである。

（３）大阪府行政不服審査会に提出された主張書面の概要

　ア　長男は、平成○○年○月○○日に障害の等級２級○○号に該当するものとして障害基礎年金の受給が認められるに至った。「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」（後記第５の１の（１１））によれば、２級の障害の程度は、「日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。」とされており、長男の場合は、○○○○○○○○○○の程度がこれと同等と判断されたことになり、稼働能力がないことが、より明確となった。また、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡(以下「問答集」という。)）（後記第５の１の（１０））からも、世帯分離の取扱いが稼働能力がある場合を前提としていることが明らかであり、仮に稼働能力が求められる場合であっても、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力に乏しい者については、職業訓練等を受けることはその稼働能力を高めるものであるから稼働能力不活用とはみなさず、世帯分離をしないで保護を受け続けることを認めるものである。

　イ　「生活保護法による保護の実施要領について」（後記第５の１の（５））では、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、「収入として認定しないこと」としている。また、局長通知第８の２の（３）イ（後記第５の１の（８））によれば、長男の専門学校における「就学のために必要な最小限度の額」や「就労や早期の保護脱却に資する経費」については収入認定除外されることとなる。生活保護世帯の子どもの自立に資するものとして世帯内就学を認めながら、奨学金等の収入を必要な経費に使うことを認めずに収入認定をすれば、世帯内就学を認めた趣旨を没却することとなる。長男は、世帯分離後に社会福祉協議会の教育資金と日本学生支援機構の奨学金を借り入れ、これを授業料、教材費、通学交通費、合宿費その他就学に必要な費用や、スーツ等の購入、生活費に充ててきた。これら借入金は前記の「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」に該当するため、収入認定除外されるべきである。

２　処分庁回答書の要旨

長男の稼働能力について、どのように検討し、判断したかについて、平成３０年８月２８日付け○○第６７１号の「質問書にかかる回答書」(以下「処分庁回答書」という。)において、処分庁は次のように回答した。

（１）「○○○○才能があり○○○を目指し、専門学校の進学を検討している。」「○○○○がありながらも日常生活は送れており、高校も順調に通っている。」「長男の就職について○○○○○○○○を取得し、障害者雇用枠での就労もできる。」「○○○○○○○○の等級が○級から○級に上がった際、等級が一つ上がり、高校を卒業した後の選択肢が広がった。」と述べていることから、就労することを見据えての進学であり、○○○○○仕事を希望しつつ、障害者枠の就労も検討している様子が見受けられた。

（２）審査請求人との面談を通して、「長男に対して就労の意思が強く窺えた。」「長男の生活状況や進学状況について、特に問題点を挙げられなかった。」「専門学校に進学することで、更に○○の技能を高め、専門職に就職する可能性が広がる。」「障害者に対する就労支援を利用することを示唆した。」点が認められた。

（３）長男が専門学校に進学することを把握した際、前記（１）及び（２）の長男の状況等を総合的に勘案の上、長男に稼働能力があると判断した。

３　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）保護世帯員の大学等への就学について

現在の生活保護制度では、高等学校等に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、世帯内において就学することを認め、高等学校等への就学に必要な費用を生業扶助費から支給するほか、その者の収入のうち高等学校等就学費の支給対象とならない経費等であって、その者の就学のために必要な最小限度の額については収入として認定しない取り扱いが認められている。（後記第５の１の（８）（９））

しかしながら、大学等に就学するものについては、すでに高等学校等への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護制度上は同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計から当該世帯員を別にする（その世帯員は保護費の給付の対象外とする）取扱いである世帯分離措置によって取り扱うこととされている。（後記第５の１の（１０））

（２）世帯分離について

審査請求人は、処分庁の本件局長通知の解釈は誤りであり、稼働能力がない者に対しては適用せず、世帯分離を行うべきでないと主張する。

しかしながら、大学等への就学に必要な費用については、現在の生活保護制度上は自ら賄う必要があるが、原則収入認定することとされている貸付資金のうち、収入認定除外できるものは限定列挙されており、大学等への就学資金は含まれていない。

したがって、奨学金を活用して大学等へ進学して世帯分離を行わない場合、かえって法の目的である最低限度の生活の保障や世帯の自立助長などが阻害されるおそれがあるため、世帯分離を行わざるをえない。また、本件局長通知の解釈運用の権限を有する厚生労働省に確認したところ、大学等に就学する者の生活保護制度上の取扱いは、一般低所得世帯との均衡等に鑑みたものであるため、大学等に就学する者の稼働能力の有無によって変わるものではないとの見解である。

以上のとおり、厚生労働省の解釈を前提とすれば、処分庁が、長男の大学等への就学に伴って行った本件処分に違法又は不当な点があるとまではいえない。

（３）処分庁の判断に至る過程及び審査請求人世帯に対する指導・助言等について

大学等への進学を希望する場合は、高校入学直後などの早い時期から、世帯分離という仕組みの活用等を通じて大学等への進学が可能であることや、活用できる制度などについて、保護者だけでなく高校生等本人にも説明するなど、生活保護世帯の高校生等が希望する進路に進めるよう実施機関の丁寧な支援が求められている。本件において処分庁は、世帯の希望に沿って検討・判断されたものと思料されるが、世帯分離を行って進学した場合の保護費を含めた世帯の生計状況等について、より具体的かつ丁寧に説明することが望ましかった。

なお、長男は、平成○○年○月に、平成○○年○月に卒業したＡ高等専修学校の系列に当たるＢ専門学校を卒業することが見込まれており、処分庁においては、審査請求人世帯の実態に即した、より一層丁寧な指導・助言を行う必要がある旨付言する。

**第４　調査審議の経過**

　平成３０年６月１５日　　諮問書の受領

平成３０年６月２０日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月６日

口頭意見陳述申立期限：７月６日

平成３０年６月２２日　　第１回審議

　平成３０年７月　５日　　審査請求人の主張書面（７月４日付け）及び口頭意見陳述申立書（７月４日付け）の受領

平成３０年７月１３日　　第２回審議

　平成３０年８月　３日　　審査請求人の口頭意見陳述実施、主張書面（８月３日付け）の受領、第３回審議

平成３０年８月　７日　　審査請求人の主張書面（８月６日付け）の受領

平成３０年８月１０日　　第４回審議

平成３０年８月１３日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平　成３０年８月２８日付け○○第６７１号）

平成３０年９月１０日　　第５回審議

平成３０年１０月１日　　第６回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

（２）法第５条は、法の解釈及び運用を定め、「前４条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と規定している。

（３）法第８条は、基準及び程度の原則を定め、同条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と規定している。

（４）法第１０条は、世帯単位の原則を定め、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定している。

（５）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知）第１は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。」と定め、第４では、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定め、第８の３の（３）のウでは、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、「収入として認定しないこと」と定めている。

（６）局長通知第１の２は、同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこととし、その（１）において、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」と定めている。また、第１の５は、「次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。」とし、その（２）において、「次の貸付金、給付金等を受けて大学で就学する場合　ア　独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金又は給付金　イからエ（略）」と定め、また、その（３）において、「生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合」と定めている。

（７）局長通知第４の１は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と規定し、局長通知第４の２は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定め、第４の３は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が２で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と定め、第４の４は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、２で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。

（８）局長通知第８の２の（３）は、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」と列挙し、そのイの（ア）において、「高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額」と定めている。

（９）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第８の問４０は、自立更生のための用途に供される額の認定について、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとすること。（以下略）」とし、その（２）のオにおいて、「当該経費が就学等にあてられる場合は、次に掲げる額」と定め、その（ウ）において、「当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能習得費（高等学校等就学費を除く。）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（（中略）貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）」と定めている。

（１０） 問答集の第１「世帯の認定」の３「高校・大学等における就学」において、「大学等に就学するものについては、すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護上は世帯分離措置によって取り扱うこととしている。なお、稼働能力を十分活用する等保護の要件を充足したのち更に夜間大学等に就学する場合は、（中略）この場合において、さらに就学が世帯にとって自立助長に効果的であれば、夜間大学での就学のための費用にあてる自立更生のための恵与金等を収入認定除外することとしている。」と記している。

 　また、問１－５１「高等学校卒業直後の者が専修学校等に就学する場合」において、「（問）局第１の５の（３）の生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合とは、高等学校卒業後に直ちにこれらの学校に就学する場合も含まれるのか。」「（答）高等学校卒業後については、高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであると考えられることから、高等学校を卒業した者が直ちに専門学校（専修学校一般課程及び各種学校を含む。）に就学する場合については、生業扶助（技能習得費）の給付対象とはならないものである。こうしたケースにおいて、当該専門学校への就学が特に世帯の自立に効果的であると認められる場合には、（中略）その者を世帯分離したうえで専門学校への就学を認めることが可能であるが、こうした取扱いとなることについては、当該被保護者が高等学校へ就学する前に十分説明することが必要である。なお、高等学校卒業後においても、自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力を修得する必要がある被保護者は、（中略）職業訓練等を受けながら保護を受けることができるものとして差し支えない。」と記している。

（１１）「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」（昭和６１年３月３１日庁保発第１５号各都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知）第２「障害認定に当たっての基本的事項」の１「障害の程度」において「（２）２級　身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽食作り、下着程度の洗濯等）はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。」と記されている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

（１）処分庁は、平成○○年○月○○日付けで、審査請求人及び長男に対し、法による保護を開始した。

（２）長男は、平成○○年○月○日、○○○○○○○○○○○（障害等級○級）の交付を受けた。

（３）長男は、平成○○年○月にＡ高等専修学校を卒業し、同年４月から、Ｂ専門学校（２年制）に進学した。

（４）処分庁は、平成○○年○月○○日付けで、同年○月○日から変更の理由を「基準改定による。」、「冬季加算の削除による。」、「就労見込み認定をする。」、「３月分過払い額を収入充当する。」、「母子加算の削除による。」及び「（長男）専門学校進学により世帯分離をする。」とする本件処分を行った。

（５）審査請求人は、平成○○年○月○○日付けで、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

３　判断

（１）長男の稼働能力について

ア　ケース記録票では、平成○○年○月○○日付けの訪問において、専門学校への進学に当たり、長男には「○○○○」があるので、アルバイトをすることが困難。」と相談していることが確認できる。

イ　審査請求人が提出した平成○○年○月○○日付けで診断及び発行された診断書では、長男は「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○である。」と診断されていることが確認でき、平成○○年○月○日付けで発行された診断書では、長男は「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○このため現時点においては就労能力がないと診断します。」と診断されていることが確認できる。

ウ　第２の１（３）アのとおり、長男は、平成○○年○月○○日に障害の等級２級○○号に該当するものとして障害基礎年金の受給が認められており、第５の１（１１）のとおり、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」では、２級の障害の程度は、「日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。」と記されている。

エ　処分庁は、第２の２のとおり、本件処分に際して長男に稼働能力があると判断しているが、その判断においては長男の障害の特性が稼働能力に与える影響を検討すべきであった。しかし、処分庁が、第５の１（７）で述べたところに従って、稼働能力の具体性や実際に稼働能力を活用する場の有無を十分検討したことをうかがわせるところが見当たらない。むしろ、前記ア、イ及びウからは、長男に稼働能力がなかったと認めざるを得ない。

（２）専門学校進学による世帯分離について

生活保護の実務においては、第５の１（６）のとおり、独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金又は給付金を受けて大学で就学する場合や、生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合は、世帯分離をして差しつかえないこととしており、また、第５の１（１０）のとおり、大学等に就学するものについては、すでに高等学校への就学によって得られた技能や知識によって当該被保護者がその能力（稼働能力）の活用を図るべきであることから、生活保護上は世帯分離措置によりこれを容認する方法が採られている。つまり、ここでの世帯分離は当該被保護者に稼働能力があることを前提に行われるものと認められる（実際、平成３０年６月２５日付けで厚生労働省が公表した「生活保護受給世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究」の結果では、「生活保護世帯出身の大学生等は、（中略）収入に占める奨学金とアルバイト収入の割合が高い。」と示されているように、稼働能力の活用によって生活費や学費等が賄われていることがうかがえる）。

本件では、長男が専門学校に進学してその特殊才能を伸ばすことがむしろ世帯の自立助長に効果的と考えられる。長男の専門学校への進学が、その将来の自立、就労可能性を広げる意味でも必要であったことについては、処分庁もまた再弁明書において「現在、就学している専門学校を卒業すれば、将来、稼働能力の活用の場はあると見込んだことから、世帯分離に至ったものである。」と認めるところでもある。

その一方で、本件処分は、長男に稼働能力があることを前提に行われたものであることは、処分庁回答書からも明らかである。しかしながら、前記のとおり、長男には稼働能力があったと認めることはできない。それにもかかわらず、稼働能力のない長男を専門学校への就学を理由に世帯分離することは、稼働能力を活用して収入を得ることが困難な長男についてその保護を廃止することにほかならず、その結果、審査請求人世帯に最低生活費以下の生活を送ることを余儀なくさせるものである。このように、大学等に就学する被保護者についてその稼働能力の活用を前提とした世帯分離という取り扱いは、本件において審査請求人世帯にきわめて不利益な結果を生じさせることとなっている。

したがって、本件のような特別な事情の下では、世帯分離を行ったことは妥当でないということができる。

（３）奨学金の収入認定について

　　長男は、稼働能力の活用が見込めなかったことから、世帯分離後に社会福祉協議会の教育資金と日本学生支援機構の奨学金を借り入れている。これら借入金は、主として専門学校に進学するために借り入れたものと推認される。第５の１（５）のとおり、「他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」については、「収入として認定しないこと」と定めていることから、奨学金のうち、就学費用等として自立更生のために当てられた額については、本件における上記の特別の事情の下では、世帯内での就学を認める場合でも収入認定されるべきではない。

（４）以上のとおり、本件処分は、稼働能力がないと認められる長男について、一方的に世帯分離をしている点において違法であり、さらに審査請求人世帯全体の自立助長について十分具体的な検討を行うことなく本件処分をしたことには、少なくとも不当な点が認められることから、本件処分は取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子